



鳥取県公報

平成 19 年 11 月 6 日 (火)
第 7 9 3 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	肥料の登録 (917) (くらしの安心推進課) 2
	肥料の登録の失効 (918) (〃) 2
	土地改良区連合の設立の認可 (919) (耕地課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (920~923) (森林保全課) 3
	土地改良区の役員の就退任 (924) (西部総合事務所農林局) 6
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (22) (教育総務課) 7
◇ 公安告示	道路交通法による指定講習機関の指定 (3) (運転免許課) 7
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) 8
◇ 正 誤	平成 19 年 10 月 26 日付鳥取県公報第 7935 号中訂正 16

告 示

鳥取県告示第917号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項本文の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成19年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録年月日
鳥取県 第542号	蒸製毛粉	ニューフェ ザーミール	窒素全量 12.0		米久東伯株式会社 東伯郡琴浦町大字中尾84 - 1	平成19年10月12 日
鳥取県 第543号	魚廃物加工 肥料	フィッシュ ソリュブル 吸着肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.0	公定規 格のと おり	有限会社錦海化成 境港市昭和町7-3	平成19年10月11 日

鳥取県告示第918号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定に基づき、次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成19年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	失効年月日
鳥取県 第511号	副産動物質 肥料	フィッシュ リッチ	窒素全量 6.0	公定規 格のと おり	鳥取罐詰株式会社 境港市弥生町206	平成19年9月11 日
鳥取県 第540号	蒸製毛粉	フェザーミ ール	窒素全量 13.0		米久東伯株式会社 東伯郡琴浦町大字中尾85	平成19年10月20 日

鳥取県告示第919号

北栄町土地改良区理事長野田久良、大倉土地改良区理事長田中朝久、大誠土地改良区理事長南場喜一郎及び大栄町土地改良区理事長河本幹から設立認可申請のあった北栄町土地改良区連合については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第77条第2項の規定に基づき、平成19年10月31日設立の認可をし、同法第84条において準用する同法第10条第2項の規定により成立したので、同法第84条において準用する同法第10条第3項の規定により告示

する。

平成 19 年 11 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 920 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市三山口字最ノ谷475、475の1、476

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市三山口字一ノ谷4の2（次の図に示す部分に限る。）、字四ノ谷口62、字太田81の1、82の1、字戸石場西分438、字箕上西分440、440の1、441、字戸石場東分二488、字蛇フ谷520、521、桂見字東村土居178、良田字奥宮ノ谷160、161、字牛谷215、字椎谷216から220まで、221の1、221の2、222から226まで、字中道谷253、字釜ヶ谷254、269、269の1、字中道谷西分309、字口道谷西分741、745、字奥菖蒲谷西分762の1（次の図に示す部分に限る。）、高住字宮ノ谷569、字鷲谷口883の1（次の図に示す部分に限る。）、884の2、字百三938、939、字欠谷982の23、字大平990から992まで、993の2、字謡谷998の9、998の10、998の51、字小荒田1081の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 921 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市西今在家字御堂下ノ谷252、字中ノ谷255の1、字上御堂259から261まで、字寺谷奥293、字寺谷300、字神谷口331から333まで、字神谷中334から338まで、340、341、342の1から342の24まで、343の1、343の2、344の1、344の3から344の8まで、345の1から345の3まで、字神谷奥346の1から346の7まで、本高字立見429、北村字反田ノ壺477、481、字中土居488の2、489の2、中村字大岩485の1、485の41から485の48まで、字赤松谷555から558まで、字木細工583、587、588の1から588の39まで、589の1、589の2

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

（ア） 次の森林については、主伐は、択伐による。

中村字大岩485の1、485の41から485の48まで

（イ） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市本高字舞シ谷458の1、459の1、字茶屋土居ノ一466、字小松原ノ一470の1、470の2、字下土居ノ一482、483、486、487、字神子ケ谷ノ一509の2

（2） 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（3） 変更後の指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 922 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字銀山字八小屋右ノ谷側799の4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 923 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字笠見字大沢谷790の1（次の図に示す部分に限る。）、791の1、791の2、字萩野792の1（次の図に示す部分に限る。）、792の10、字牧原谷峰793の2・字鉄砲峰794の1・字切石ヶ平ル796の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字奥萩野799の91
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第924号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年11月6日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

退任した役員の氏名及び住所

理 事	生 田 伸 一	米子市淀江町今津256-1
〃	湯 浅 繁 夫	米子市淀江町淀江858
〃	有 田 武 雄	米子市淀江町淀江727
〃	石 倉 俊 男	米子市淀江町淀江836-2
〃	生 田 仁	米子市淀江町淀江539-3
〃	堀 口 俊 逸	米子市淀江町淀江636
〃	吹 田 学	米子市淀江町淀江175-2
〃	吹 野 文 彦	米子市淀江町西原512
〃	関 本 攻	米子市淀江町西原580
〃	座 山 豊	米子市淀江町西原685
〃	山 根 一 良	米子市淀江町福岡296-5
〃	長谷川 泉	米子市淀江町福岡1041
〃	山 根 稔	米子市淀江町稲吉137
〃	野 津 升 信	米子市淀江町稲吉118
〃	森 田 一 男	米子市淀江町高井谷29
〃	森 田 昭 吾	米子市淀江町中西尾245
〃	森 田 芳 彦	米子市淀江町富繁103
〃	山 根 友 義	米子市淀江町富繁216
〃	田 中 巖	米子市淀江町福頼297
監 事	野 島 啓 次	米子市淀江町淀江474-5
〃	後 藤 秀 雄	米子市淀江町西原688
〃	森 田 貞 夫	米子市淀江町高井谷43-1

平成19年10月19日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	生 田 伸 一	米子市淀江町今津256-1
〃	亀 山 康 夫	米子市淀江町淀江907
〃	林 原 義 男	米子市淀江町淀江725
〃	石 倉 俊 男	米子市淀江町淀江836-2
〃	生 田 仁	米子市淀江町淀江539-3
〃	堀 口 俊 逸	米子市淀江町淀江636
〃	安 藤 浩	米子市淀江町淀江255
〃	吹 野 文 彦	米子市淀江町西原512
〃	関 本 攻	米子市淀江町西原580
〃	座 山 豊	米子市淀江町西原685
〃	竹 本 正 敬	米子市淀江町福岡322
〃	渡 邊 柁 城	米子市淀江町福岡1040

〃	野 津 道 通	米子市淀江町稲吉118
〃	山 根 哲 朗	米子市淀江町稲吉88
〃	森 田 一 男	米子市淀江町高井谷29
〃	森 田 芳 彦	米子市淀江町富繁103
〃	森 田 泰 夫	米子市淀江町中西尾254
〃	藤 本 昌 弘	米子市淀江町西尾原139
〃	山 根 友 義	米子市淀江町富繁216
〃	田 中 悦 夫	米子市淀江町平岡18
監 事	野 島 啓 次	米子市淀江町淀江474-5
〃	後 藤 秀 雄	米子市淀江町西原688
〃	森 田 貞 夫	米子市淀江町高井谷43-1

平成19年10月20日就任 任期4年

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第22号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 19 年 11 月 6 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 19 年 11 月 8 日 (木) 午前 10 時 00 分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成 19 年度末公立学校教職員人事異動方針について
 - (2) その他

公 安 委 員 会 告 示

鳥取県公安委員会告示第3号

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号) 第 108 条の 4 第 1 項の規定による指定講習機関の指定をしたので、指定講習機関に関する規則(平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号) 第 3 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 6 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 指定講習機関の名称等

名称及び住所	代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別
学校法人鳥取県東部自動車学校 鳥取市松並町三丁目 122	池内 勝彦	学校法人鳥取県東部自動車学校 鳥取市松並町三丁目 122	普通免許に係る取消 処分者講習

2 指定年月日

平成 19 年 10 月 23 日

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 10 月 2 日付鳥取県告示第 834 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

田中壽賀男	鳥取市福井字中江 1716
〃	鳥取市福井字中江 1726 の 2
佐々木一男	鳥取市福井字中江 1726 の 21
井上 良性	鳥取市福井字中江 1726 の 41
前田 すゑ	鳥取市福井字中江 1726 の 50

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

田中壽賀男	鳥取市福井字蕨谷 1705 の 2
-------	-------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、
森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変
更予定の告示(平成 19 年 10 月 2 日付鳥取県告示第 835 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

安原吉次郎	八頭郡智頭町大字新見字塚向 1119 の 1
河村 計之	〃
河村 源蔵	〃
河村 高市	〃
河村 藤吉	〃
河村 兵蔵	〃
河村しげ子	〃
河村民次郎	〃
田中 勇雄	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 10 月 2 日付鳥取県告示第 836 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

伊田 熊蔵	倉吉市富海字栗谷 1019
伊田 直行	〃
下吉 しま	〃
岩田 政雄	〃
金丸栄太郎	〃
高見貞次郎	〃
高見米太郎	〃
高田 勇吉	〃
高田世太郎	〃
高田仙太郎	〃
山本 好治	〃
山本 浅蔵	〃
山本伝九郎	〃
市村 宗一	〃
市村 秀吉	〃

市村 正	〃
市村 石蔵	〃
市村 尊義	〃
市村 稔	〃
市村たけ子	〃
市村亀太郎	〃
市村啓太郎	〃
市村新次郎	〃
松島幸次郎	〃
松嶋 留蔵	〃
上山 岩松	〃
上山 秀夫	〃
上山 直平	〃
上林 清温	〃
上林長太郎	〃
森 為蔵	〃
森 多一郎	〃
森 敏光	〃
森 友則	〃
森石 秀春	〃
森石 増市	〃
森本 利平	〃
森本左武郎	〃
森本千代松	〃
前田治三郎	〃
竹内 年蔵	〃
竹内喜代治	〃
中川 伝蔵	〃
田中弥三郎	〃
浜田 熊治	〃
岩室 敏江	倉吉市富海字横目谷 1038 の 4
戸崎 友市	倉吉市富海字高畔 1042 の 3
〃	倉吉市富海字高畔 1042 の 4

〃	倉吉市富海字高畔 1043 の 3
〃	倉吉市富海字高畔 1044 の 3
〃	倉吉市富海字高畔 1044 の 4
伊田 熊蔵	倉吉市富海字西大荷具 1091 の 2
伊田 直行	〃
下吉 しま	〃
岩田 政雄	〃
金丸栄太郎	〃
高見貞次郎	〃
高見米太郎	〃
高田 勇吉	〃
高田世太郎	〃
高田仙太郎	〃
山本 好治	〃
山本 浅蔵	〃
山本伝九郎	〃
市村 宗一	〃
市村 秀吉	〃
市村 正	〃
市村 石蔵	〃
市村 尊義	〃
市村 稔	〃
市村たけ子	〃
市村亀太郎	〃
市村啓太郎	〃
市村新次郎	〃
松島幸次郎	〃
松嶋 留蔵	〃
上山 岩松	〃
上山 秀夫	〃
上山 直平	〃
上林 清温	〃
上林長太郎	〃

森 為蔵	〃
森 多一郎	〃
森 敏光	〃
森 友則	〃
森石 秀春	〃
森石 増市	〃
森本 利平	〃
森本左武郎	〃
森本千代松	〃
前田治三郎	〃
竹内 年蔵	〃
竹内喜代治	〃
中川 伝蔵	〃
田中弥三郎	〃
浜田 熊治	〃
山本 正美	倉吉市富海字西大荷具 1091 の 4
石田 悟	〃
金田 彰孝	倉吉市富海字西大荷具 1091 の 5
戸崎 友市	〃
大田 勝晴	〃
長尾 淳晤	〃
山本 正美	倉吉市富海字金糞谷 1111
石田 悟	〃
安達 正	倉吉市富海字足谷 1112 の 5
安達 増代	〃
安達 博	〃
安達 豊	〃
安達 稔	〃
伊藤 堅市	〃
伊木 寿雄	〃
井沢 勝蔵	〃
横山 操	〃
岡本 延夫	〃

岡本 勇	〃
加藤万亀司	〃
河西 武善	〃
岩村 照代	〃
吉信安太郎	〃
吉田 定義	〃
穴田吉治郎	〃
古林 巖	〃
戸崎 友市	〃
広富 よし	〃
江間 政男	〃
根鈴 愛子	〃
坂本 衆雄	〃
山田 さと	〃
山田テルヲ	〃
宍戸 よね	〃
手嶋 芳春	〃
小谷 増蔵	〃
小椋 いわ	〃
小椋 もと	〃
小木 見蔵	〃
小林 秋好	〃
植田 一雄	〃
新井 安吉	〃
森下 澄江	〃
森脇 光則	〃
水谷 栄一	〃
水谷 悦子	〃
水谷 信芳	〃
水谷 敏夫	〃
水谷 茂	〃
水谷 和夫	〃
清水 本一	〃

生石 庄平	〃
生田 芳治	〃
西村 功	〃
石賀 つま	〃
浅田 実	〃
浅田万喜雄	〃
増田 高德	〃
太田 勝晴	〃
大田 嘉矩	〃
池本千太郎	〃
竹森 国市	〃
中野 雅信	〃
仲村 盛敬	〃
長尾 淳晤	〃
長尾 達夫	〃
槌谷喜太郎	〃
田中 猛夫	〃
藤井 信春	〃
藤原 春芳	〃
藤原寅之助	〃
徳長菊治郎	〃
入船 岩男	〃
白岩 兼三	〃
福沢 饒	〃
豊田 ヨシ	〃
豊田 喜善	〃
豊田 源吉	〃
牧田 正	〃
牧田 武雄	〃
牧田 明	〃
木戸 弘道	〃
門脇 秀信	〃
友金 公広	〃

涌島 信貴	〃
涌島久米野	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

正 誤

平成 19 年 10 月 26 日付鳥取県公報第 7935 号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 17

行 下から 9 及び 10

誤 その資格区分が文具・事務用機器類の事務・OA機器及びリース・レンタルに登録されている者であること。

正 その資格区分がリース・レンタルに登録されている者であること。

頁 17

行 下から 7

誤 平成 19 年 11 月 5 日 (月)

正 平成 19 年 11 月 9 日 (金)